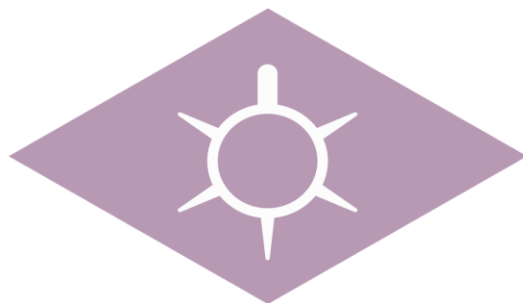


甲府市国土強靱化地域計画 (案)

強さとしなやかさを持ち

希望ある未来を創り続けるまち

甲府を目指して



令和〇年〇月

甲 府 市

目 次

第1章 はじめに	1
1 策定の背景・趣旨	1
2 本計画の位置づけ等	2
3 計画期間	2
第2章 本市の特性	3
1 自然的特性	3
2 社会的特性	5
3 地域防災力強化の取組	7
4 気象災害	9
5 想定される災害	14
第3章 基本的な考え方	17
1 基本目標	17
2 事前に備えるべき目標	17
3 取り組むべき方向性	18
4 取組方針	18
第4章 脆弱性評価	20
1 脆弱性評価の方法	20
2 脆弱性評価結果	23
第5章 本市強靱化の推進方針	24
1 施策の重点化	24
2 計画の推進と見直し	24

第1章 はじめに

1 策定の背景・趣旨

国は、東日本大震災での教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されるとともに、翌年6月には「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定され、これまで強靱な国づくりへの取組が推進されてきた。

また、基本法が制定されてから10年の節目となる令和5年6月に法改正が行われ、同7月に基本計画の見直しを行い、デジタル技術の活用や地域における防災力の一層の強化を新たな重点項目として、国土強靱化のためにハード整備のみならずソフト施策をさらに推進していく方針がより明確化された。

山梨県においては、平成27年12月に「山梨県強靱化計画（以下「県強靱化計画」という。）」を策定し、圏域での強靱化を推進してきたところであるが、基本計画の改正や近年の激甚化・頻発化する災害の教訓も踏まえ、令和6年3月に県強靱化計画の改定がされたところである。

こうした中、本市においては、令和3年3月に「甲府市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定し、地震や風水害、土砂災害等の大規模災害などに備え、災害発生時における被害の軽減と市民生活及び都市機能の早期回復が図られるよう、「強さ」と「しなやかさ」を持った持続可能なまちづくりを推進し、国土強靱化に向けた施策に取り組んできたところであるが、令和7年度をもって5か年の計画期間が終了となることから、これまでの事業や取組の振り返りを踏まえた脆弱性の評価や推進方針の評価結果を基に、施策の更なる充実や拡充を行うとともに、改正された基本計画と県強靱化計画と調和を図りながら、新たに策定するものである。

本計画を推進することにより、国際連合が掲げる世界共通の行動目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献していく。



※持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals：SDGs)

「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指すため、2015年の国連サミットにおいて採択された世界共通の17のゴール（目標）。

社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴール（目標）を、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としている。

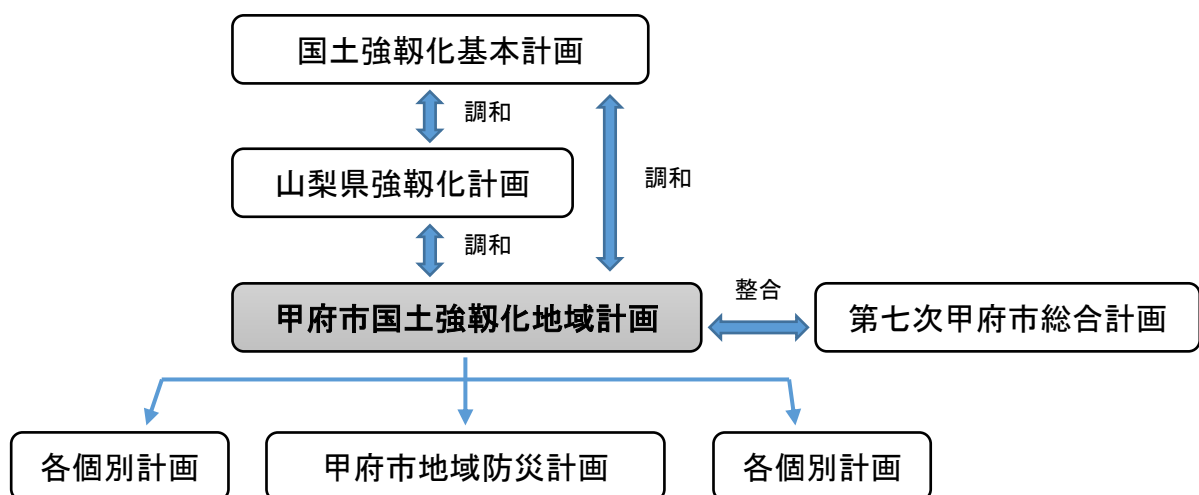
2 本計画の位置づけ等

(1) 位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、甲府市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）をはじめ、強靱化に関する様々な分野の計画の指針とする。

(2) 各計画との関係

本計画の策定にあたっては、基本法第14条の規定に基づき、基本計画との調和が保たれたものとするとともに、県強靱化計画が、本市を包含する県内全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つことにも留意し、また「第七次甲府市総合計画」と整合を図り策定した。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度とし、5年間とする。

ただし、計画期間中においても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第2章 本市の特性

1 自然的特性

(1) 位置及び面積

本市は、山梨県のほぼ中央の位置にあり、県を東西に二分する形で位置し、市域は東西 23.1km、南北 41.6km と長く、面積は 212.47 km²。市の最北の山岳地域には八幡山、金峰山、朝日岳など 2,000m を超える峰々が東西に連なり、南には王岳、釈迦ヶ岳がある。

また、東から南にかけて笛吹市、富士河口湖町と接し、南から西にかけて身延町、市川三郷町、中央市、昭和町、甲斐市とつながり、北西から北にかけて山岳続きに北杜市、長野県南佐久郡川上村さらに、北東から東にかけて山梨市に接している。

市街地は、甲府盆地の中心に位置し、おおむね平坦だが、北から南にかけて傾斜しており、市内一円からは北に八ヶ岳、南に富士山、西に南アルプス連峰を望める。

市内を秩父多摩甲斐国立公園の主峰を源とする荒川が流れ、また国内屈指の渓谷美を誇る御岳昇仙峡や芦川渓谷といった豊かな自然に恵まれた土地柄である。

一方で、本市の北部及び南部の地域には、土砂災害の危険地域が集中しているほか、地質的には盆地特有の複雑な地下構造を有するとともに、近年の異常気象等も相まって地震、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流など、極めて多種の自然災害が発生しやすい自然状況下にある。



面積	212.47 km ²
広ぼう	東西 23.1 km 南北 41.6 km

(2) 地形及び地質

ア 地形

地形は、帯那山から発する相川の扇状地は市内北部地帯構造の大部分を占め、さらに金峰山を南下して昇仙峡の奇勝を形成した荒川の扇状地が西部の千塚地区等を構成し、さらに市の東部には愛宕山の東麓にきわめて小規模の東光寺一帯の扇状地があり、また南部の全地域は笛吹川と荒川との中間地域を埋め立てた沼沢性の濁川、沖積平野によって占められており、市街地は甲府盆地の中心に位置し、概ね平坦であるが、北に高く、南に傾斜している。

イ 地質・地層

甲府盆地は、古い地殻活動によって陥没が生じたのち最初に火山性碎屑物の堆積を続け、その後さらに釜無川及び笛吹川などの河川によって土砂が運搬され、形成された。

また、甲府盆地には先新第三系が広く分布し、基盤岩類と呼ばれる中新世(Miocene)－前期更新世(Pliocene)の火山岩と更新世～完新世の堆積物が分布する。基盤岩類は下位から飯森山火山岩、多良ヶ峠火山岩、小島花崗閃緑岩、水ヶ森火山岩に区分される。

基盤岩類を覆う更新世～完新世の堆積物は下位から、甲府盆地下部泥砂礫層、黒富士火砕流層、甲府盆地中部泥砂礫層、八ヶ岳火山性岩屑流層、甲府盆地上部泥砂礫層、甲府盆地沖積砂礫層に区分される。

(3) 気象

本市の気候は、内陸部にあることから暖候期には風が弱く降水量が多く、寒候期には北西の季節風が強く降水量が少ない。夏は蒸し暑く、冬は寒さが厳しい盆地特有の気候である。

年平均気温の平年値は 15.9℃であるが、気温の日較差、年較差が大きく、最高気温の極値は 40.7℃(平成 25 年 8 月 10 日)、最低気温の極値は－19.5℃(大正 10 年 1 月 16 日)となっている。平年値による夏期の最高気温は 7 月上旬から 30℃以上となり、8 月上旬が最も高く、9 月上旬まで続く。

また冬期の最低気温は 12 月下旬から氷点下となり、1 月下旬が最も低く、2 月中旬まで続く。風は暖候期に南西風が主風となり、寒候期には北西の季節風が吹きやすく、空気は乾燥する。

近年の温暖化の影響に伴い、降水量が増加している傾向にある。年降水量の平年値は 1,172.8 mm である。

※年平均気温及び年降水量の平年値は、平成 27 年から令和 6 年の平均値

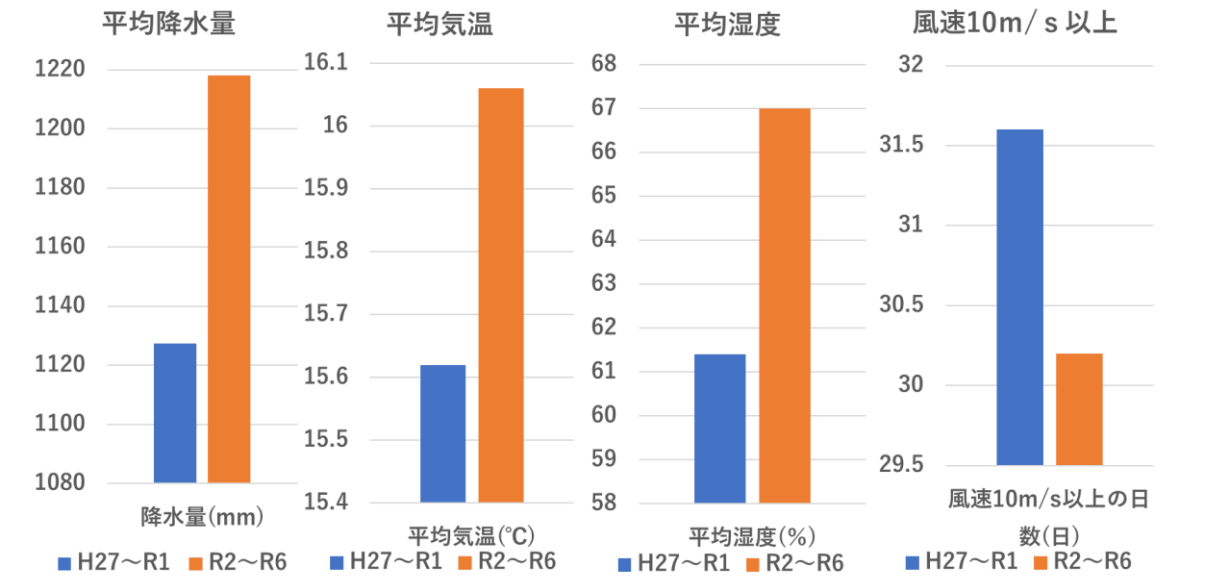
○過去 10 年の本市の気象状況

年 別 区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
降水量(mm)	1,114.5	1,125	1,076	1,153.5	1,168	1,431	1,246	1,019.5	946.5	1,448
平均気温(℃)	15.6	15.7	14.9	16.0	15.9	15.9	15.7	15.7	16.4	16.6
平均湿度(%)	64	63	58	60	62	68	66	67	66	68
風速10m/s以上の 日数(日)	24	25	43	30	36	28	36	22	34	31

※気象庁調

過去10年からの5年間と直近5年間の平均を比較すると、平均降水量・平均気温・平均湿度は上昇傾向にあり、今後も温暖化と気候変動により、異常気象が続くことが懸念される。

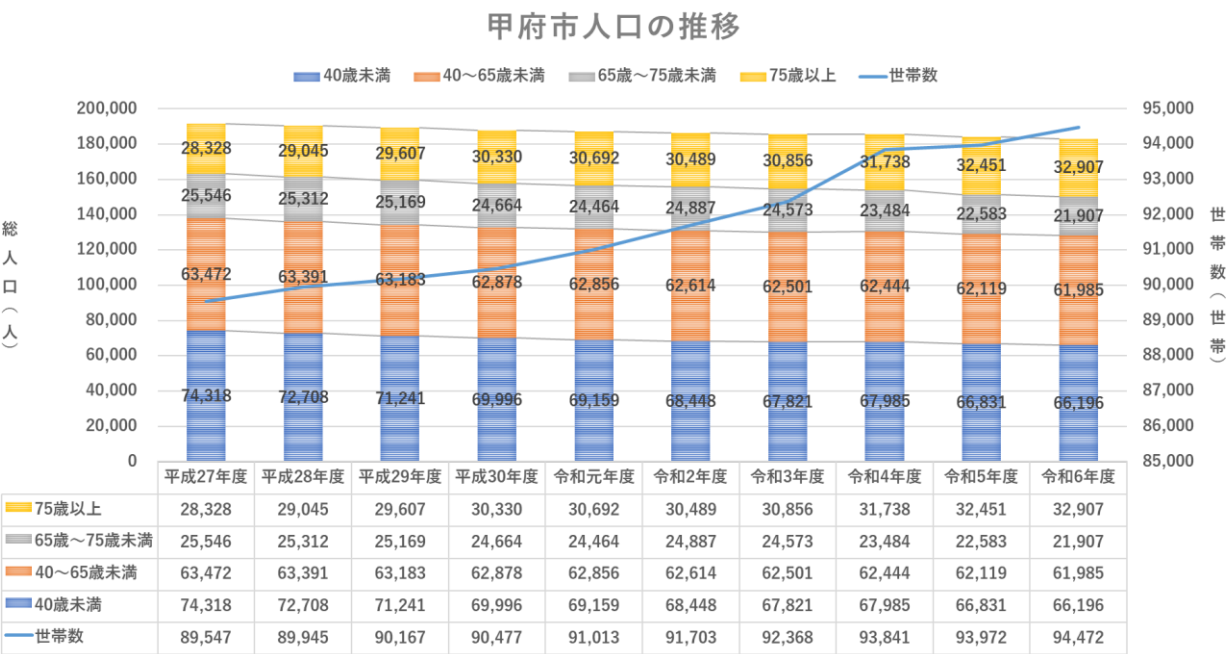
○過去10年からの5年間と直近5年間の平均比較



2 社会的特性

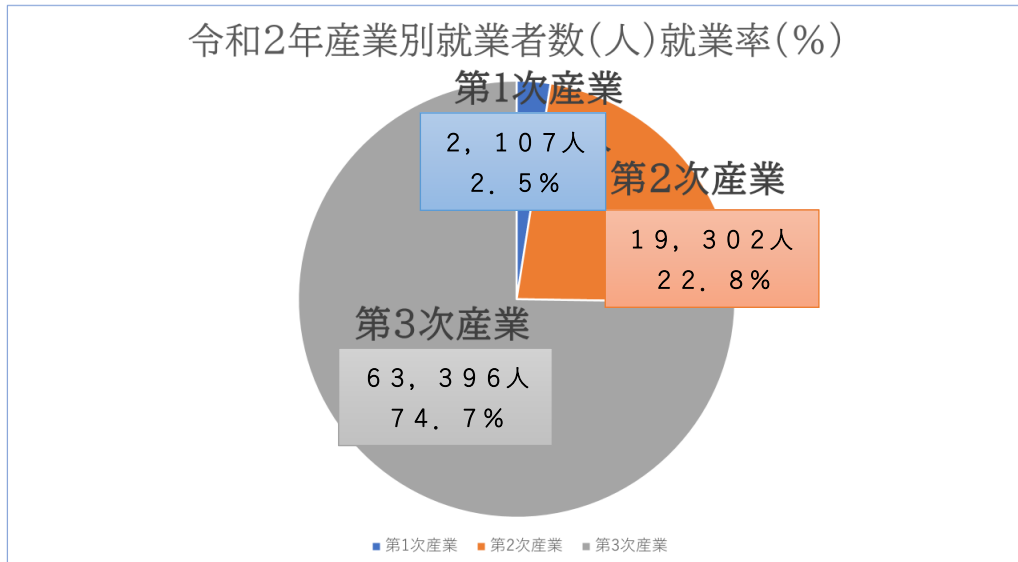
(1) 人口の推移

甲府市の総人口は、令和7年3月31日現在で182,995人となっており減少傾向にある一方で、65歳以上の人口は増加しており人口減少・少子高齢化が進んでいる。



(2) 産業

令和2年国勢調査によると、本市の総人口のうち、14歳以下の年少人口と65歳以上の高齢人口を除いた生産年齢人口は、113,713人であり、産業別の就業者数を見ると次の表のとおりである。



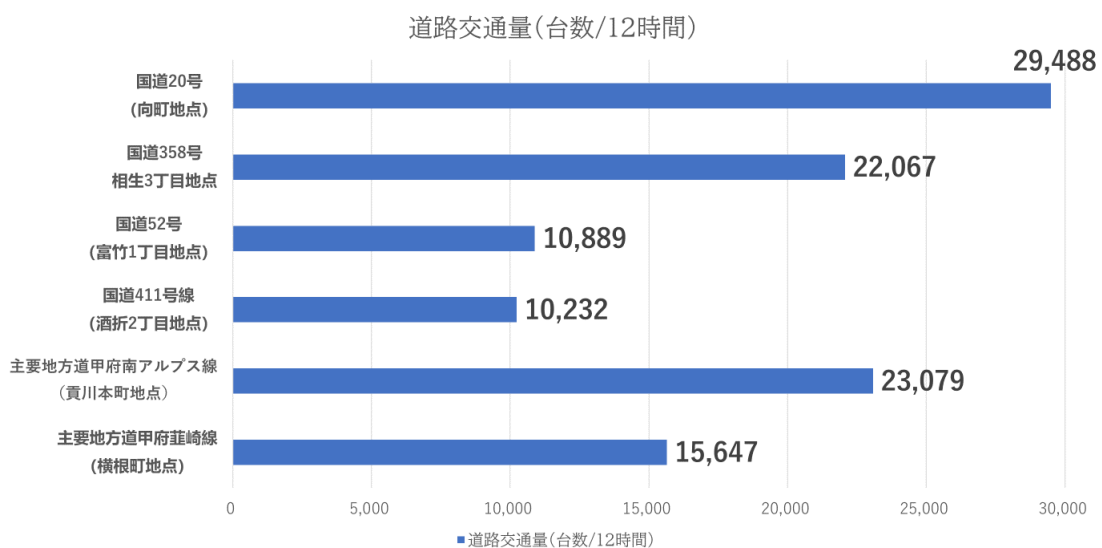
※令和2年国勢調査結果 抜粋

(3) 交通

ア 道路交通

① 道路交通量

本市を通る国道20号、358号、52号、411号、主要地方道甲府南アルプス線、甲府韮崎線の交通量は、次のとおりである。



※令和3年度道路・街路交通情勢調査結果 抜粋

② 道路交通網

本市を通る広域的な道路網として、首都圏と中部・関西圏を結ぶ中央自動車道が市内を東西に横断し、物流や観光等多岐にわたる分野に影響を与えている。

また、静岡県と長野県を結ぶ中部横断自動車道の一部区間、北関東地域と甲府盆地を結ぶ西関東連絡道路及びこれらの高規格幹線道路を甲府盆地内で連結する新山梨環状道路の整備が進められている。

イ 公共交通

① 鉄道

鉄道網は、東京と長野方面を結ぶ JR 中央本線と、本市と静岡方面を結ぶ JR 身延線の 2 路線があり、広域的交通体系の一翼を担っている。JR 中央本線には 2 駅（甲府駅、酒折駅）、JR 身延線には 6 駅（甲府駅、金手駅、善光寺駅、南甲府駅、甲斐住吉駅、国母駅）がある。JR 身延線については、甲府駅・南甲府駅を除く 4 駅が無人駅となっている。

② バス

バス路線は、国道・県道を主とした路線網が敷かれ、交通結節点である甲府駅を中心に市内、及び周辺市町に広く展開している。自家用車の普及により、バス交通は路線数・運行数とも減少しているものの、通勤・通学者にとって鉄道とともに、都市交通手段として重要な役割を果たしている。

3 地域防災力強化の取組

（１）自主防災組織の設置率等

「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、自治会を単位に自主防災組織を設置しており、ほぼすべての自治会において設置されている。

ア 甲府市自主防災組織設置率

自治会数	自主防災組織 設置自治会数	自主防災組織 未設置自治会数	設置率
511	497	14	97.2%

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

イ 全国自主防災組織平均組織率

全国市町村数	全国市町村世帯数	自主防災組織設置市町村数	自主防災組織地域の世帯数	組織率
1,741	60,034,535	1,697	51,285,758	85.4%

(令和6年4月1日現在)

(2) 地区防災計画の策定率

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、市町村の一定地区（自治会）内の居住者等が共同で行う自発的な防災活動に関する計画である。内閣府（令和6年4月1日現在）によると、全国43都道府県、244市町村、2,727地区で地区防災計画が策定されており、本市の占める割合が全体の18%を超えている。

ア 甲府市地区防災計画策定状況

自治会数	地区防災計画策定自治会数	地区防災計画未策定自治会数	策定率
511	510	1	99.8%

(令和7年4月1日現在)

(3) 防災研修会の実施

減災に向けた重要な要素である自助・共助をより一層促進するため、地域等において防災研修会を実施し防災意識を高めるとともに 地域防災力の強化を図っている。

(4) 甲府市防災リーダー等の育成

自主防災組織の地域防災力向上を目指し、平成24年度から「甲府市防災リーダー登録制度」を創設し、避難所開設・運営、初期消火、AED研修など災害時の避難所運営に係る基礎知識・技能を有する「甲府市防災リーダーの育成」に取り組んでいる。また、女性のための防災研修会を実施し、女性視点の災害対応を取り入れている。

また、地域での活躍を推進するため、さらに知識の醸成が可能な「防災士の育成」にも取り組んでいる。

ア 甲府市防災リーダーの登録状況

男性登録者数	女性登録者数	合計登録者数
960	338	1,298

(令和7年3月31日現在)

(5) 甲府市防災アプリの普及啓発

スマートフォンやタブレット端末で防災行政用無線の放送内容や各種災害関連情報等を取得できる「甲府市防災アプリ」の普及啓発を行い、市民の意識向上に努めている。

(6) 避難所環境の良質化

避難所における良好な生活環境を整備するとともに、女性の視点を取り入れた備蓄資機材の充実や災害協定を推進するなど、避難所環境の良質化を進めている。

4 気象災害

本市の気象災害は梅雨期から台風期にかけての風水害が最も多い。

近年の国内における被害の特徴としては、線状降水帯の発生や記録的短時間大雨情報が発表されるなど、短時間の集中豪雨によって中小河川や都市排水の氾濫による浸水等が多く見られる。

過去における主な被災状況は次のとおりである。

災害発生 年月日	概 要	被害状況
昭和 10 年 9 月 21 日	5 日間にわたった豪雨により、雨量は 490 mmに達し、市内各河川が氾濫し、荒川堤防が決壊し、西部から南部にかけた範囲内に被害を受けた。	河川決壊 1 箇所 橋の流出 3 箇所
昭和 34 年 8 月 14 日	(台風第 7 号) 8 月 13 日午後 3 時ころから、甲府盆地は台風の影響下に入り、14 日午前零時、甲府地方気象台から暴風雨警報が発表された。同日午前 7 時 30 分ころより東寄りの風が 30m/s を超え、屋根が吹き上げられ、樹木、電柱は倒れ、倒壊家屋が続出し、道路には水があふれ、田畑の流出、橋の崩壊等甚大な被害を受けた。	最大風速 33.9m 最大瞬間風速 43.2m/s 雨量 194.7 mm 気圧 968.5mb 全壊家屋 365 戸 半壊家屋 1,746 戸 床上浸水 60 戸 床下浸水 1,015 戸 死者 5 名 水田等埋没冠水 2,138.19ha 被害総額 12 億 3,600 万円 ※災害救助法適用
昭和 34 年 9 月 26 日	(台風第 15 号) 台風第 7 号の恐怖が消えない 9 月に大型台風が紀伊半島に上陸し北東に進み、暴風雨が本市を襲った。台風第 7 号の襲来からわずか 40 日余りのため、被災地は無防備状態のため甚大な被害を受けた。豪雨のほか、強風が 3 時間にわたって吹き荒れ、大きな風害を受けた。	最大風速 29.8m/s 最大瞬間風速 37.2m/s 雨量 82.1 mm 全壊家屋 60 戸 半壊家屋 167 戸 床上浸水 6 戸 床下浸水 81 戸
昭和 41 年 7 月 22 日	(集中豪雨) 7 月 22 日午後 7 時、突然甲府盆地一帯を襲った集中豪雨は、約 2 時間のうちに甲府市街地で 78 mmの降雨量を記録し、近年にない大被害をもたらした。特に、帯那山から上積翠寺に集中した雨は、帯那川・相川・高倉川・藤川などの中小河川を氾濫させた。	死者 1 名負傷者 57 名 全壊及び流失家屋 25 戸 半壊家屋 79 戸 一部破損家屋 40 戸 床上浸水 1,486 戸 床下浸水 12,801 戸 ※災害救助法適用
昭和 41 年 9 月 25 日	(台風第 26 号) 静岡県御前崎に上陸した台風は、富士川を北上し、甲府盆地南部を通過し、最悪の進路をとったため、県下全域が暴風雨圏に入り、夜間であったなどの悪条件が重なり、市内で予想外の被害を受けた。	最大風速 17.5m/s 最大瞬間風速 32.7m/s 雨量 65.8 mm 気圧 973.6mb 半壊家屋 5 戸 床上浸水 681 戸 床下浸水 3,978 戸 死者 1 名 負傷者 23 名 ※災害救助法適用
昭和 52 年 8 月 13 日 ～18 日	(集中豪雨) 鳥島付近に発生した熱帯低気圧は紀伊半島海上から遠州灘沿岸に上陸し、駿河湾西岸沿いに進んで、関東南部を通過して鹿島灘に去った。この間 6 日、本市は断続的な豪雨に見舞われ、1 時間に 22 mmを最	床上浸水 669 戸 床下浸水 1,777 戸 田畑冠水 413ha 道路被害 13 箇所 校舍 1 箇所

	高に 10 mm以上の強い雨が降った。 本市日別の統計は、13 日 57 mm、14 日 11 mm、15 日 0 mm、16 日 5 mm、17 日 154 mm、18 日 73 mm、計 300 mmであり、特に 16～18 日の 3 日で 232 mmを記録した。 特に、南部、東部方面の被害が目立った。	被害総額 7 億 9,000 万円 ※災害救助法適用
昭和 53 年 7 月 8 日	(大雨、洪水、雷雨) 南の湿った空気が流れ込み、大気が不安定な状態となったところに、前線の南下で寒気が流入し、益々不安定となり雷雨となった。午後 2 時 40 分大雨警報・洪水・雷雨注意報が発表され、午後 2 時 25 分から 3 時 25 分の間に 73 mmという気象台開設以来の記録的豪雨が本市の北部山岳地帯を除く全域に集中し、特に東部、南部、西部の一部に被害が目立った。	床上浸水 158 戸 床下浸水 1,426 戸 田畑冠水 304.3h 河川決壊 1 箇所 死者 1 名
昭和 57 年 7 月 31 日 ～8 月 3 日	(台風第 10 号と梅雨前線及び低気圧による山梨県の大雨) 梅雨前線が関東の南海上に停滞し、台風第 10 号の接近に伴い活動が活発となった。台風第 10 号は 8 月 2 日午前零時ごろ渥美半島西部に上陸し、本州を縦断し日本海に進んだ。3 日には台風第 9 号から変わった低気圧が本州の南岸沿いに東に進み、県下は豪雨に見舞われた。	全壊家屋 2 戸 半壊家屋 2 戸 床上浸水 26 戸 床下浸水 44 戸等 負傷者 1 名
昭和 57 年 9 月 10 日 ～9 月 12 日	(台風第 18 号と秋雨前線による山梨県の大雨) 台風第 18 号が、12 日午後 6 時ごろ、御前崎付近に上陸し、午後 8 時から 10 時にかけて、山梨県東部を縦断した。このため本州南岸に停滞していた秋雨前線の活動が台風の北上に伴い活発となり大雨をもたらした。	全壊家屋 1 戸 半壊家屋 1 戸 床上浸水 244 戸 床下浸水 560 戸等
昭和 58 年 8 月 14 日 ～17 日	(台風第 5 号と第 6 号による山梨県の大雨) 台風第 6 号は 14 日、本州南海上を西進し、15 日志摩半島に上陸消滅したが、そのころ大型で強い勢力をもった台風第 5 号が四国の南方海上を北上、17 日渥美半島に上陸、蛇行して東進その後山梨県東部をかすめ、北東に去った。 このため県下は大雨となり、山中で総降雨量は、1,034 mmを観測した。	床上浸水 27 戸 床下浸水 549 戸等
平成 3 年 8 月 20 日 ～21 日	(台風第 12 号による山梨県の大雨) 台風第 12 号は、20 日から 21 日にかけて日本の南海上を西北西進した。台風第 12 号を取り巻く雨雲が本州上に停滞、山梨県東部にも強い雨雲が停滞	【県内の被害】 全壊家屋 3 戸 半壊一部破損家屋 22 戸 床上浸水 148 戸 床下浸水 440 戸

	し、東部・富士五湖地方で総雨量が 200～426 mm の大雨となった。	床上浸水 148 棟 床下浸水 440 棟等 田畑流失・埋没 17ha 道路 172 箇所等 死者 7 名 負傷者 3 名 行方不明 1 名 被害総額 127 億 5,170 万円
平成 3 年 9 月 18 日 ～19 日	(台風第 18 号と秋雨前線による山梨県の大雨) 台風第 18 号は 19 日、日本の南海上を北東進し、19 日夕方から夜半前にかけて房総半島にかなり接近してさらに北東進した。台風の接近とともに本州南岸に停滞する秋雨前線の活動が活発となり、山梨県内は総雨量 104～469 mm の大雨となった。	床上浸水 20 戸 床下浸水 118 戸 農作物被害等
平成 10 年 1 月 15 日	(大雪) 14 日午後 3 時、東シナ海に低気圧が発生し、発達しながら日本の南海上を東北東進し、15 日午後 9 時には房総半島の南海上に進んだ。低気圧の前面には北東から寒気が流れ込みこの影響で、甲府では深夜 1 時ごろから本格的な雪となり、夕方まで降り続いた。同月 8 日、11～12 日と雪が降り、前回の雪が残っていたところへ、今回の大雪となったことから、農作物を中心に被害が発生した。 最深積雪 49 cm (甲府市雪害対策本部設置 1 月 19 日～3 月 30 日)	一部破損家屋 860 戸 負傷者 38 名 農作物等被害総額 約 2 億 8 千万円
平成 10 年 9 月 15 日 ～16 日	(台風第 5 号) 台風第 5 号は 16 日午前 4 時ごろ、静岡県御前崎付近に上陸し、その後関東地方から東北地方を縦断し、16 日午後 4 時ごろ青森県八戸市付近から太平洋に抜けた。15 日午後 8 時に甲府地方気象台より大雨、洪水、暴風警報が発表された。本市では深夜から明け方にかけて強く降ったため、里垣地区等で床上・床下浸水の被害が発生した。最大風速 18.7m、最大瞬間風速 34.5m、総雨量 153.5 mm (甲府市災害対策本部設置 9 月 16 日～10 月 1 日)	床上浸水 35 戸 床下浸水 158 戸 農作物等被害総額 約 1 億円

平成 12 年 9 月 11 日 ～12 日	(集中豪雨) 平成 12 年 9 月 11 日～12 日にかけて、本州上空に停滞していた秋雨前線は台風 14 号からの暖かく湿った空気の流れ込みによって活動が活発となり、全国各地の広い範囲で大雨となった。この集中豪雨により、甲府市では 24 時間雨量が 294.5 mm に達し、甲府地方気象台の観測開始以来の最高を記録した。(11 日降り始めからの総雨量は 311 mm) (甲府市災害対策本部設置 9 月 12 日～13 日) 	全壊家屋 1 戸 一部破損家屋 4 戸 床上浸水 106 戸 床下浸水 273 戸 非住家床上浸水 58 戸 非住家床下浸水 26 戸 田畑冠水等 91ha 林地被害 18 箇所 林道被害 9 林道 16 箇所 道路冠水 18 箇所 避難世帯 16 世帯 51 名等
平成 13 年 1 月 27 日	(大雪) 平成 13 年 1 月 26 日の夜から 27 日にかけて、関東の南海上を低気圧が発達しながら進んだ。このため、低気圧に向かって流れ込んだ湿った北東風の影響により、甲府市では 27 日の降雪の深さ日合計は 45 cm に達し、甲府地方気象台の観測開始以来最高を記録した。 (甲府市道路除雪対策本部設置 1 月 27 日～2 月 8 日)	農業用施設 (ビニールハウス・ぶどう棚の倒壊等) 救急出動 12 件 12 名搬送
平成 16 年 10 月 20 日 ～21 日	(台風第 23 号) 台風第 23 号は、10 月 20 日午後、高知県に上陸した後北上し、同日 23 時半頃には甲府市を通過した。このため、市内では、台風が接近した 20 日午後 3 時頃から午後 10 時頃にかけて激しい雨となり、19 日午前 7 時から 21 日午前 9 時までの総雨量は 192 mm に達し、善光寺町地内で山崩れが発生したほか、里垣、玉諸地区等で、床上・床下浸水の被害が発生した。(甲府市災害対策本部設置 10 月 20 日～10 月 21 日) 	半壊家屋 1 戸 床上浸水 58 戸 床下浸水 228 戸 非住家床上浸水 22 棟 非住家床下浸水 21 棟 田畑の冠水等 4.89ha 林地被害 3 箇所 林道被害 1 箇所 避難世帯 75 世帯 170 名等

平成 26 年 2 月 14 日 ～15 日	(大雪) 平成 26 年 2 月 13 日、沖縄の南海上の低気圧が前線を伴って発達しながら北東に進み、このため 14 日朝方から 15 日朝方にかけて降り続いた雪は、積雪 114cm(降雪量 112cm)に達し、甲府地方気象台観測開始以来最高を記録した。 (甲府市雪害対策本部設置 2 月 15 日～3 月 12 日) 	市施設の建物が一部損壊 農業用施設（ビニールハウス、ぶどう棚）の倒壊 孤立世帯最大 284 世帯 686 名 帰宅困難者 68 名 雪崩事故・孤立集落から ヘリによる救助 35 名 負傷者 56 名 ※災害救助法適用
令和元年 10 月 12 日 ～13 日	(台風第 19 号) 10 月 6 日に南鳥島近海で発生した台風第 19 号は、7 日には大型で猛烈な台風となった。12 日午後 7 時前に伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13 日未明に東北地方の東海上に抜けた。山梨県内では 10 日夜から雨が降り始め、古関では 1 時間雨量で 52.5mm の非常に激しい雨となった。また、最大風速は甲府で 21.2m/s で、雨を伴う暴風雨となった。 (甲府市災害対策本部設置 10 月 12 日～10 月 13 日)	一部破損家屋 15 戸 避難世帯 571 世帯 1270 名等

※甲府市地域防災計画より

5 想定される災害

(1) 風水害

ア 洪水被害

本市は、荒川や笛吹川をはじめとする多くの河川が流れており、水害が発生しやすい自然条件下にある。特徴としては、短時間の集中豪雨による中小河川や都市排水の氾濫、あるいは宅地造成地、低地における浸水などが想定される。

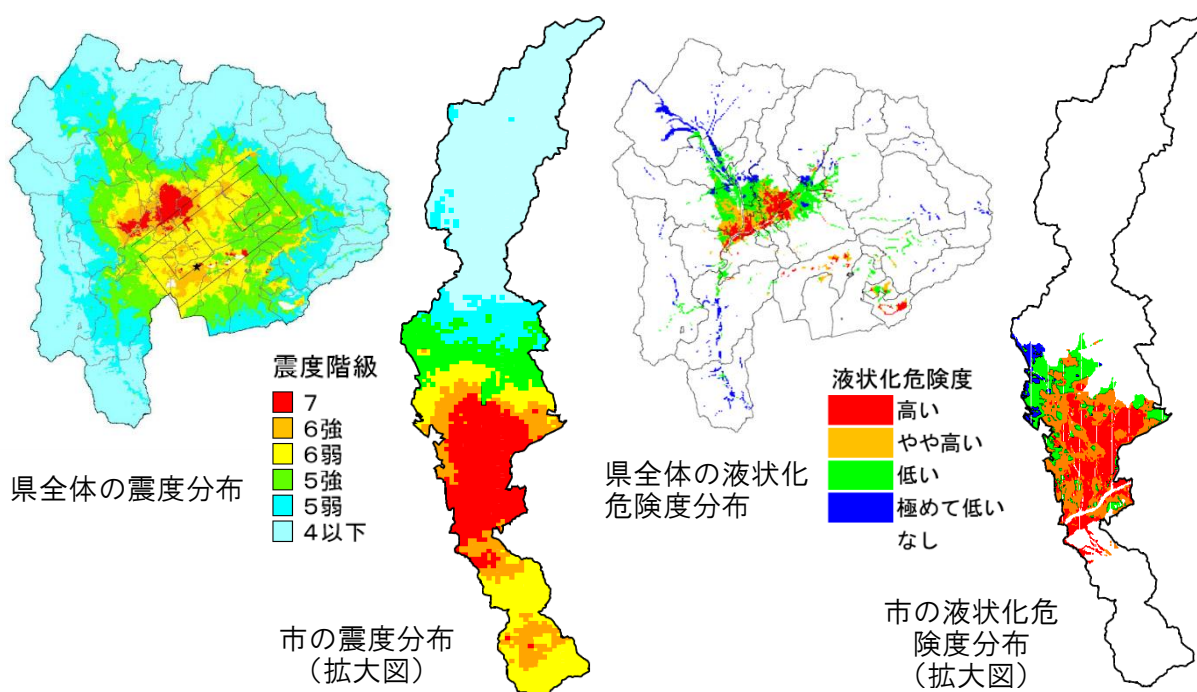
想定される最大規模の降雨が発生し、洪水予報河川（釜無川、笛吹川、荒川）、水位周知河川（相川、濁川、平等川、滝戸川、境川、鎌田川、貢川）、その他河川（中小河川）を含めた、各河川の堤防が破堤した場合に予測される最悪の被害として、市内南部を流れる笛吹川沿いの地域で 5.0m を超える浸水被害が想定される。

イ 土砂被害

本市の約 64%を占める森林地域は、その多くが北部と南部の地区にあり、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流等の急傾斜地が多く、地質構造も弱い
ため、崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。急傾斜地付近に存在する人家も多く、崩壊による人的、物的被害の発生が想定されている。

(2) 地震被害

本市は、活断層の活動により発生する活断層型の地震と海洋プレートと大陸プレートの境界で発生する海溝型による地震が存在し、最大震度7の揺れを観測する地震が想定されている。

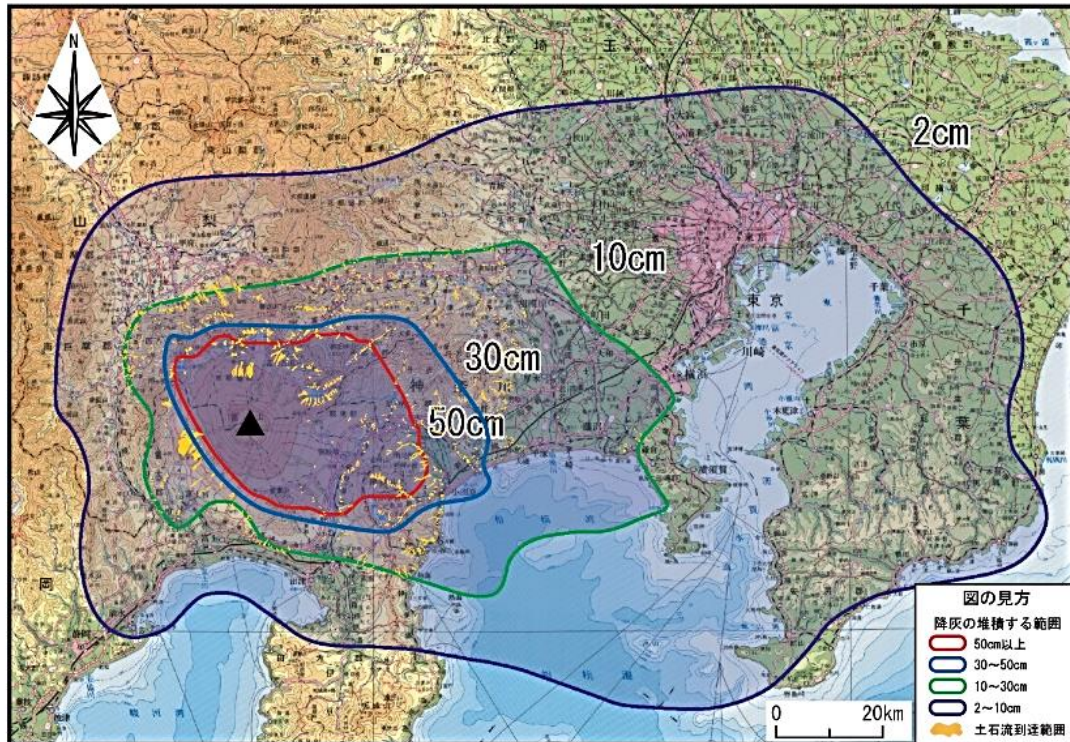


※本市において大きな被害が想定される主な対象地震（令和5年山梨県地震被害想定調査より）

対象地震		南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	首都圏直下地震M7 (立川市直下)	曽根丘陵断層帯
地震規模M(Mw)		M9クラス(9.0)	M7クラス(7.3)	7.3(6.8)
市内の最大震度		6強	5強	7
液化化による建物被害	全壊棟数	464	333	456
	半壊棟数	2708	1,984	2,662
揺れによる建物被害	全壊棟数	18,233	284	39,415
	半壊棟数	12,720	1,153	13,917
合 計	全壊棟数	18,697	617	39,871
	半壊棟数	15,428	3,137	16,579

(3) 富士山火山噴火被害（降灰）

富士山火山防災協議会が作成した「富士山火山防災マップ」によると、本市は富士山から距離が離れており、溶岩流や火砕流等の影響はないとされているが、市内の広い範囲で2cm程度、南部の上九一色地区で10cmを超える火山灰の堆積が想定されている。



※富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」 抜粋

第3章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化は、大規模地震等の様々なリスクを直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、「防災」の範囲を超えて、平時から大規模災害等に備え、強靱な行政機能や地域社会、地域経済を築き上げていこうとするものである。

こうした点を踏まえ、本市では、基本計画及び県強靱化計画との調和を保ちつつ、大規模災害等に備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った持続可能なまちづくりを実現するため、次の基本目標を設定し、本計画を推進する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

本市における強靱化を推進するための4つの基本目標を基に、事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

各目標に沿って、大規模災害等を想定する中で、「起きてはならない最悪の事態（第4章1（2））」を明確にし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を平時から持続的に推進する。

【事前に備えるべき目標】

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 取り組むべき方向性

近年、異常気象は激甚化・頻発化し、豪雨発生頻度が増大している一方で、これまでの本市における強靱化の着実な取り組みにより、大規模な被害を抑制する効果が発揮されている。

こうした点や中長期的に取り組むべき社会情勢の変化等への対応を鑑み、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、強靱化の取り組みを一層強化していく必要がある。

こうしたことを踏まえ、次に掲げる5つを取組の柱とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化③ デジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化④ 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化⑤ 地域における防災力の一層の強化 |
|---|

4 取組方針

本市における強靱化を推進するうえでの取組方針を次のとおり設定する。

(1) 基本姿勢

- ・本市における強靱化を損なう原因を、あらゆる側面から検討する
- ・短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ・地域活性化等にもつながり、本市の持続的成長の促進に寄与する取組とする

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせとデジタル活用による施策の効率化を推進する
- ・「自助」、「共助」及び「公助」が一体となった防災・減災対策を進めるため、関係機関や市民、民間事業者等と適切に連携及び役割分担に配慮し取組を推進する
- ・平時にも有効に活用される対策となるよう工夫するとともに、公共施設やインフラ整備等においては、防災・減災に資するような工夫をするなど有事に活用される対策を考慮する

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 市民需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図る
- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進する
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものであること
- ・ 財政が逼迫する中、国及び県の施策、民間資金の積極的な活用を図る

(4) 個々の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる
- ・ 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮する

(5) 国、県、周辺自治体、民間事業者等との連携・協働

- ・ 本市における強靱化を効果的に進めるため、国、県及び周辺自治体との相互連携による情報共有の確保、適切な役割分担に努める
- ・ 個々の企業における事業継続確保に向けた取り組みが促進するよう留意する。また、災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、広く連携を促進する
- ・ 計画の内容が広く市民、民間事業者に正しく理解され、適切に実行されるよう周知に努める

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の方法

本計画の策定にあたり、本市における強靱化の推進を図るうえで必要な事項を明らかにするため、国が定めた「脆弱性評価の指針」に基づき、本市が直面するおそれのある大規模災害等に対応するために実施している、現行の取組の課題や今後の対応に関する評価を行った。

【脆弱性評価の流れ】

- ① 想定するリスクの設定
- ② 基本目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」の設定
- ③ 施策分野の設定
- ④ 脆弱性評価
(起きてはならない最悪の事態を回避するために行っている現行の取組の分析・評価)
- ⑤ 推進方針の検討

(1) 想定するリスク

基本計画及び県強靱化計画においては、広域な範囲に甚大な被害をもたらす「大規模自然災害」を想定していることを踏まえ、本計画においても市防災計画において発生の可能性が予測されている地震や台風等による風水害など、大規模自然災害全般を想定する。

(2) 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を想定したうえで行うものとされており、基本計画や県強靱化計画との調和に留意しつつ、本市の地域性を考慮して、「基本目標」達成の妨げとなる、27の事態を次のとおり設定した。

起 き て は な ら な い 最 悪 の 事 態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(27 事態)
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ  	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
	1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ    	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	交通網寸断・途絶等により、被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
	2-8	富士山火山噴火など、広域避難における避難者受入後に本市において災害が発生し、市民の避難場所の確保が困難となる事態
3 必要不可欠な行政機能を確保する  	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災や交通網、ライフラインの寸断・途絶による行政機関の長期にわたる機能低下

4	経済活動を機能不全に陥らせない 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 11 住み続けられる まちづくりを 15 陸の豊かさも 守ろう	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による経営の悪化
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う本市の荒廃・多面的機能の低下
5	交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 11 住み続けられる まちづくりを	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4	幹線道路が分断するなど、基幹的交通ネットワーク(中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道)の機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	富士山噴火の降灰によるライフライン機能の低下
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 11 住み続けられる まちづくりを	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(3) 施策分野

脆弱性評価については、(2)で設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を念頭に置きつつ、基本計画及び県強靱化計画を参考に、次のとおり個別施策分野として8分野、横断的分野として5分野を設定した。

(個別施策分野)

- ① 行政機能／消防／防災教育等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー・環境
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 産業構造・農林水産
- ⑧ 土地利用（国土利用）

(横断的分野)

- ① リスクコミュニケーション
- ② 人材育成
- ③ 官民連携
- ④ 老朽化対策
- ⑤ デジタル活用

2 脆弱性評価結果

起きてはならない最悪の事態を回避するために有効な取組の有無やその進捗状況等の視点から、現状の分析・評価を実施した。評価結果については、【別紙1】「脆弱性評価結果（起きてはならない最悪の事態）」のとおりである。

第5章 本市強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本市における強靱化に向けて、起きてはならない最悪の事態を回避するため、推進方針を次のとおり設定する。

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市における強靱化を進めるために、起きてはならない最悪の事態を回避するために効果が大きい施策や緊急性が高い施策、影響が広範囲にわたる施策、災害時だけでなく平時の活用度が高い施策等を重点化施策として選定する。

なお、施策の重点化については、毎年度の計画の進捗管理を踏まえ、適宜見直しを実施する。

2 計画の推進と見直し

(1) 計画の進捗管理と見直し

アクションプランにおいて取り組むべき施策の推進方針を定め、本計画の進捗管理及び見直しを適切に行う中で、PDCAサイクルを繰り返し行い、改善を重ねていくこととする。

事業の進捗状況を定量的に把握することができるよう、重要業績指標（KPI）等の具体的な数値指標を可能な限り設定する。

(2) 他の計画等との見直し

本計画は、本市における強靱化に係る指針となるものであることから、市防災計画をはじめとする様々な分野の計画等において、本計画で示された指針に基づき、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価結果
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	大地震に伴う、建物の安全性を向上させるため、さらなる住宅改修支援事業の実施や普及啓発、公共構造物等の耐震化を推進するとともに、発災時において市民が適切な行動がとれるよう住民参加型の訓練及び研修を推進し、地域防災力の強化を図る必要がある。
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	自主防災組織や消防団の活動を支援する防災資機材の充実及び地域における防災リーダーや防災士の養成等による地域防災力の向上を図るとともに、防火水槽の改修及び消火栓等の設置促進など、火災による被害の最小化に取り組む必要がある。
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	浸水被害を防止・軽減するため、排水施設等の整備及び適正な維持管理、機能保全対策や雨水排水施設の整備を推進し、洪水被害の軽減を図る必要がある。 また、長期的な避難を想定した避難所の見直しや建設業団体等と連携体制づくりを進め、復旧活動等を推進する必要がある。
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生	山林における崩壊地の復旧事業及び山間地域の土砂流出や崩壊を未然に防ぐため、公益的機能を持つ森林の計画的な整備を行うとともに、治山事業による土砂災害対策を推進する必要がある。
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	地域における救助・救急活動等を円滑に行える体制を整備するため、防災リーダーの育成や防災士等の養成支援を行うとともに消防団員の確保と活動の活性化を図る必要がある。
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート の途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	DMAT等による人員派遣を迅速に受け入れる体制整備や県、医療施設と連携した災害用医薬品、水等の備蓄の確保手段及び妊産婦や難病支援の支援体制を整備する必要がある。 また、多様な情報入手手段の確保や水道の耐震化など、医療機能を維持するための事業を推進する必要がある。
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	避難者の健康支援体制の整備や要配慮者、女性等に配慮した避難所運営など、心身の健康面、衛生面等を考慮した良質な避難所環境を整備する必要がある。
		2-4	交通網寸断・途絶等により、被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	通信網の寸断・途絶等の被害を最小限に抑えるため緊急輸送道路の整備及び維持管理を実施するとともに、代替輸送道路、災害発生時の物流拠点へのアクセス道路を整備推進する必要がある。
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱	滞留旅客者等の帰宅困難者に対する受入施設を確保するため、観光協会等と連携し協定の締結を推進する必要がある。
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	孤立集落解消に向けた林道や緊急輸送道路等の整備及び建設業団体等との連携体制づくりを推進し、災害復旧活動を円滑に実施する体制を構築するとともに、孤立集落への備蓄を推進する必要がある。
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生	感染症や食中毒の予防等、衛生管理体制を整備するほか、感染症まん延防止のため、防疫用消毒剤等の確保体制及び健康支援体制の整備を行う必要がある。
		2-8	富士山火山噴火など、広域避難における避難者受入後に本市において災害が発生し、市民の避難場所の確保が困難	富士山火山噴火などによる広域避難者受入後、本市に災害が発生し、避難所において市民の受け入れが困難となるため、その対策を講ずる必要がある。
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災や交通網、ライフラインの寸断・途絶による行政機関の長期にわたる機能不全	緊急輸送路となる幹線道路の整備推進や災害時受援計画に基づく人的・物的支援の受け入れ体制を整備するほか、事業継続計画の継続的な検証・見直しを行い、特に防災拠点が被災した場合に備えた対策を講ずる必要がある。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価結果
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による経営の悪化	中小企業者等に災害対策の取組に対する支援や災害復旧のための融資等を行う必要がある。
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	各種検査・調査体制を維持し、大気、浄水汚泥、下水道汚泥等に係る空間放射線量・放射能物質の調査及びモニタリングを実施するほか、有害物質の拡散を最小限にとどめられるよう、事業者に対する啓発を実施する必要がある。
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	家庭や事業所等において備蓄の充実を啓発するとともに、市場機能の維持及び市場関連業者等の安全を確保する必要がある。
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う本市の荒廃・多面的機能の低下	被害を最小限にくい止めるためにも、県やJAと連携する中で、被害状況の把握に努めるとともに、技術対策等について生産者に迅速に伝えること、また食料の確保や水源のかん養など多面的機能を維持するため、農地の荒廃化を防止する必要がある。
5	交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	被災者へ適時適切に情報提供を行うため、多様な手段を活用した情報提供手法等の整備を行うとともに、要配慮者等への支援体制の整備を図る必要がある。
		5-2	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止	災害時における燃料確保体制の整備や緊急物資調達に係る取組を推進する必要がある。
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	安全で安定した給水と下水処理を行うため、上下水道施設と管路の耐震化の推進や老朽化対策をする必要がある。
		5-4	幹線道路が分断するなど、基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道）の機能停止による物流・人流への甚大な影響	緊急輸送道路の整備を行うとともに、代替輸送道路、災害発生時の物流拠点へのアクセス道路を整備・推進し、物流・人流への影響を最小限に抑える必要がある。
		5-5	富士山噴火の降灰によるライフライン機能の低下	降灰の処理方法や降灰による交通機能の麻痺及び上下水道の早期復旧に資する対策を講ずる必要がある。
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	災害ボランティアの受入体制の整備を進めるとともに、地域の復興の遅れを衰退させないため、防災リーダー、防災士等の養成により復興に地域格差が生ずることのないよう、地域防災力を強化する必要がある。
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	災害ボランティアの受入体制の整備や災害関連NPO・ボランティア団体等と連携・協働し、災害対応・復旧復興対策を推進する必要がある。
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の収集、運搬、処理について、様々な状況を想定する中で、その体制について整備を行う必要がある。また、災害廃棄物の収集・運搬体制など災害応援協定に基づき迅速に体制を整える必要がある。
		6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化財の特性に応じて個別に防火対策を講じる必要がある。